

IMO 塗装性能基準のショッププライマーに関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編

改正事項

IMO 塗装性能基準のショッププライマーに関する事項

改正理由

IMO 塗装性能基準では、一次表面処理におけるショッププライマーとして、「防錆材を含まないジンクシリケートベース又は同等物とすること」と規定していた。

プライマー剤には、ジンク（亜鉛）を含有していないシリケート（ケイ酸塩）をベースとするもの、或いはジンクを含有するがシリケートをベースとしていないものがあることから、IACS はこれらのプライマー剤をショッププライマーに使用する場合の取り扱いについて検討を行った。

その結果、これらのプライマー剤をショッププライマーに使用する塗装システムは、IMO 塗装性能基準が定める代替システムに該当するとの合意に至り、IACS 統一解釈 SC223 (Rev.1) として 2010 年 7 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC223 (Rev.1) に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ジンクを含有していないシリケートをベースとするプライマー剤、或いはジンクを含有するがシリケートをベースとしていないプライマー剤をショッププライマーに使用する塗装システムは、IMO 塗装性能基準が定める代替システムに該当する旨を規定した。